

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年 1月31日

【会社名】 三重交通グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Mie Kotsu Group Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本直之

【本店の所在の場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213 - 0351

【事務連絡者氏名】 取締役 総務人事グループ統括 川村則之

【最寄りの連絡場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213 - 0351

【事務連絡者氏名】 取締役 総務人事グループ統括 川村則之

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年1月30日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社三交クリエイティブ・ライフ（以下、「三交クリエイティブ・ライフ」といいます。）を当社の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社三交クリエイティブ・ライフ
本店の所在地	名古屋市中村区名駅三丁目21番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 山ノ内 泰央
資本金の額	4億8千万円（平成24年9月30日現在）
純資産の額	16億7千3百万円（単体）（平成24年9月30日現在）
総資産の額	32億5百万円（単体）（平成24年9月30日現在）
事業の内容	「東急ハンズ」をフランチャイジーとして経営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位：百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	12,586	12,569	12,712
営業利益	90	125	148
経常利益	101	137	161
当期純利益	51	53	82

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成24年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
三重交通グループホールディングス株式会社	60.0
名古屋テレビ放送株式会社	16.6
三重交通商事株式会社	10.0
株式会社セントラルパーク	6.7
株式会社セントラルパークアネックス	6.7

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は三交クリエイティブ・ライフの普通株式5,760株（総議決権の60%）を保有しております。（平成24年9月30日現在）
人的関係	当社の取締役3名が三交クリエイティブ・ライフの取締役に就任しております。（平成24年9月30日現在）
取引関係	該当事項はありません。

(2) 当該株式交換の目的

今後の経営環境の変化に機敏に対応できる体制を整備し、収益力及び企業価値の一層の向上を図り、三重交通グループの連結経営体制を強化することを目的としております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、三交クリエイティブ・ライフを株式交換完全子会社とする株式交換です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	三重交通グループホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社三交クリエイティブ・ライフ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	406

- (注) 1. 三交クリエイティブ・ライフの普通株式1株に対して、当社の普通株式406株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する三交クリエイティブ・ライフの普通株式5,760株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。
2. 当社は本株式交換により、普通株式1,559,040株を割当て交付いたしますが、交付する株式は当社が保有する自己株式を充当し、新たに株式を発行する予定はありません。

株式交換契約の内容

当社及び三交クリエイティブ・ライフが平成25年1月30日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

三重交通グループホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と株式会社三交クリエイティブ・ライフ(以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換の当事者)

甲及び乙は、両社間で株式交換を実施するものとし(以下、「本株式交換」という。)、株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社を次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社

(商号) 三重交通グループホールディングス株式会社

(住所) 三重県津市中央1番1号

(2) 株式交換完全子会社

(商号) 株式会社三交クリエイティブ・ライフ

(住所) 名古屋市中村区名駅三丁目21番7号

第2条（本株式交換に際して交付する対価及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、甲が保有する自己の普通株式1,559,040株を、第5条に定める効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式406株を割当て交付する。但し、甲の保有する乙の普通株式5,760株については、甲の普通株式を割当てない。

第3条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金 0円
- （2）資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）利益準備金 0円

第4条（株式交換承認総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う。
- 2 乙は、平成25年2月20日に開催予定の株主総会において、本契約の承認を求める。
- 3 本株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、乙は甲と協議の上、第2項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成25年3月1日とする。但し、本株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条（株式交換契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本株式交換の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条（株式交換契約の効力）

本契約は、本契約第4条に定める乙の株主総会における本契約の承認が得られない場合、甲につき会社法第796条第4項の規定に該当し本契約第4条に定める手続による株式交換を行うことができない場合、法令等に定める関係官庁等の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約に規定のない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成25年 1月30日

甲 三重県津市中央1番1号
三重交通グループホールディングス株式会社
代表取締役社長 岡本 直之

乙 名古屋市中村区名駅三丁目21番7号
株式会社三交クリエイティブ・ライフ
代表取締役社長 山ノ内 泰央

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社ブレインパートナー（以下、「ブレインパートナー」といいます。）を第三者機関として選定いたしました。

ブレインパートナーは、当社については、株式会社名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また三交クリエイティブ・ライフについては、比較可能な類似業種が存在するため、類似業種比準法による株式価値の類推が可能であることから類似業種比準法を、それに加えて時価純資産法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社及び三交クリエイティブ・ライフは、第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、両社間で交渉・協議を行いました。その結果、最終的に上記2.(3)記載の株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、平成25年1月30日に開催された両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

算定機関との関係

第三者算定機関であるブレインパートナーは、当社及び三交クリエイティブ・ライフから独立しており関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三重交通グループホールディングス株式会社
本店の所在地	三重県津市中央1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 岡本 直之
資本金の額	30億円
純資産の額	227億5千3百万円（連結）
総資産の額	1,404億2千5百万円（連結）
事業の内容	株式所有によるグループ連結経営の立案と実行

以上